

2024年1月25日(No. 518)

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. Lawyer's Eye I

新「中華人民共和国会社法」の成立とその影響(上)

上海オフィス顧問 錢一帆

日本弁護士 尾関麻帆

III. Lawyer's Eye II

民法典契約編通則に関する司法解釈の紹介

日本弁護士 唐沢晃平

IV. 中国法令アップデート

・最高人民法院による「中華人民共和国民法典」契約編通則の適用に係る若干の問題に関する解釈

・会社法

・刑法改正(十二)

・「中国輸出禁止・輸出制限類技術目録」の公布に関する公告

・国務院による「特許法実施細則」の改正に関する決定

・最高人民法院による労働紛争案件の審理における法律適用の問題に関する解釈(二)

(意見募集稿)

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 26 回(中国メインランド)

日時:2023 年 10 月 19 日(木)

「ポストコロナの対中投資 ～中国進出・撤退の最新法務～」

講師:パートナー弁護士 唐沢 晃平

第 27 回(中国メインランド)

日時:2023 年 11 月 16 日(木)

「中国セクハラ規制の最新動向と対応」

講師:中国弁護士 胡 絢静

第 28 回(台湾)

日時:2023 年 12 月 21 日(木)

「台湾向け越境 EC(電子商取引)に関する台湾法令の解説」

講師:台湾弁護士 吳 曉青

◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

[「中国セクハラ規制の最新動向と対応【グレーターチャイナ法務解説】」](#)

12 月 12 日配信

講師:中国弁護士 胡 絢静

[「対中投資の基本～撤退編～」](#)

11 月 28 日配信

講師:パートナー弁護士 唐沢 晃平

[「対中投資の基本～進出編～」](#)

11月21日配信

講師：パートナー弁護士 唐沢 晃平

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひ[チャンネル登録](#)をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画は[こちら](#)からご覧いただけます。

II. Lawyer's Eye I

新「中華人民共和國会社法」の成立とその影響(上)

上海オフィス顧問 銭 一帆
日本弁護士 尾関 麻帆

はじめに

2023年12月29日に公布された、新しい「中華人民共和國会社法」(以下「新会社法」という。)は、中国のみならず世界中の企業の関心を集めている。新会社法は、2019年5月7日に会社法改定起草チームが組成されてから四回の審議、四年半の時間を経て、第十四期全国人民代表大会常務委員会の第七回会議において可決され、2024年7月1日から施行される。中国の会社法は、1993年の制定以来、時代の変遷と共に改正を重ねてきており、今回の改正は六度目の改正であり、2005年以来、二度目の全面改正¹である。

新会社法は、総則、会社登記、有限責任会社の設立及び組織機構、有限責任会社の持分譲渡、株式会社の設立及び組織機構、株式会社の株式発行及び譲渡、国家出資会社の組織機構に関する特別規定、会社の董事、監事、高級管理職の資格及び義務、社債、会社の財務・会計、会社の合併・分割・増資・減資、会社の解散及び清算、外国会社の支店等、法律責任並びに附則の全15章266条で構成されている。

新会社法の改正内容は多岐にわたるため、Lawyer's Eye では、新会社法の改正箇所のうち主要なポイント、特に日系企業に重要な影響を及ぼしうるポイントに焦点をあてて、本号より2回に分けて、第一報として内容を紹介し、その実務的な影響の分析をお届けする。

【目次】

1. 有限責任会社の株主における資本充実義務の強化
 - (1) 資本金の最長払込期限(5年間)規制の復活
 - (2) 払込期限の「期限の利益喪失制度」の適用範囲拡大
 - (3) 出資義務不履行に対する催告・失権制度/その他の株主の責任
 - (4) 持分譲渡後における旧株主の責任
2. 董事会権限の強化及び高級管理職の責任強化
 - (1) 董事会の権限強化: 株主会からの権限委譲の明文化
 - (2) 役員の義務強化: 忠実義務と勤勉義務の明確化
 - (3) 役員の責任強化: 第三者に対する責任の追加
(今月号はここまで、以下は次号以降掲載予定)
3. 機関構成の変更
4. 従業員及び少数株主の保護
5. 株式会社における株式制度の変更

¹ 中国語においては、部分改正を「修正」と称しており、全面改正を「修訂」と称す。

1. 有限責任会社の株主における資本充実義務の強化

新会社法において最も注目されている改正点は、株主における資本充実義務の強化であろう。資本充実原則は、資本維持原則及び資本不変原則と共に「会社資本の三原則」と呼ばれており、また、会社法における資本充実原則の在り方は会社の在り方、株主としての責任を強く左右するため、本改正は株主に大きな影響がある改正である。

中国における資本充実義務に関する制度は、会社法が 1993 年に最初に制定されて以来、以下のとおり、現行会社法までは、徐々に緩和される形に変遷してきた。しかしながら、新会社法では、資本充実原則に対する考え方が根本から見直され、今まで緩和され続けた傾向を一転して、資本充実義務を加重するよう一連の規定が設けられた。

会社法のバージョン	資本充実義務に関する制度 ²
会社法	<ul style="list-style-type: none">✓ 設立時に全額払込み✓ 最低資本金は 10 万人民元～50 万人民元✓ 貨幣による出資が 80%以上
会社法(2005 年改正)	<ul style="list-style-type: none">✓ 設立時に最低 20%払込み、設立後 2 年(投資性会社は 5 年)以内に全額払込み✓ 最低資本金は 3 万人民元✓ 貨幣による出資が 30%以上
会社法(2013 年改正)	<ul style="list-style-type: none">✓ 最低資本金、払込期限、出資形態について制限なし

(1) 資本金の最長払込期限(5 年間)規制の復活

会社法(2013 年改正)の施行以来、登録資本金の最低出資額及び払込期限が撤廃され、経営期間の期間内に振り込めばよいとされたため、払込む予定がないのに高額な登録資本を設定し会社の資力をアピールする会社が続出した。その結果、登録資本金による会社の資産状況の把握が不可能となり、新規取引先企業の信用力を判断する手間とコストが増え、登録資本金がその本来の意味を失ったのではないかとの批判は絶えなかった。これらの意見を踏まえ、新会社法では、出資期限の設定が復活し、その期間は 5 年間と設定された(新会社法 47 条)。今後は、会社の経営需要に基づき適切かつ現実的に出資可能な額を登録資本金として設定することが求められる。

日系企業の 100%中国子会社においては、払込期限が撤廃されていた時代においても、設立後一定期間以内に登録資本金を払い込む会社が一般的に多かったため、当該規定による日系企業の 100%中国子会社に対する直接的な影響は限定的と思われる。他方で、中国企業との合併会社等においては、合併パートナーから、資金の流動性確保の観点から登録資本金の払込期限を「経営期間内」とする等比較的長期の払込期限の設定が求められたり、政府からの補助金の適用を受けるために、想定される経営需要を上回る高額の登録資本金の設定をしている事例も散見される。出資期限が新会社法に規定する期限を超える場合、新会社法施行後、段階的に払込み期限を調整するよう義務付けられるとされている(新会社法 266 条)。具体的

² 法令に特段の規定がある場合を除く。

な調整方法及び対応期限は新会社法に規定されておらず、今後下位法令によって明確化されると思われ、その動向に注目する必要がある³。

(2) 払込期限の「期限の利益喪失制度」の適用範囲拡大

会社法(2018年改正)(会社法に関連する司法解釈等を含む、以下「現行法」と総称する。)においても、引き受けた出資について出資期限が到来しておらず、登録資本金の払い込みが未了の会社(債務者)が、自身の債務を履行できない場合、債権者が会社の株主に対して直接出資義務の履行を求める制度は存在する。しかし、当該制度の適用場面は破産原因の認定が必要等非常に狭く、適用を受けるために、莫大な時間と手間をかけて債務者たる会社の破産原因を認定するための訴訟を別途提起することが必要など、利便性に欠けた⁴。そこで、新会社法では、破産原因等の特別の事情がなくても、債権者の請求に基づき、払込期限の「期限の利益」を喪失させることができる制度が明文化された。同制度においては、会社が期限の到来した債務を弁済できない場合、会社又は債権者は、出資を引き受けたものの出資期限が到来しておらず、払い込みが未了の株主に対し、繰り上げて出資金を払い込むよう要求する権利が与えられている(新会社法 54 条)。

上記(1)のとおり、日系企業の 100%中国子会社に関して登録資本金を会社設立後速やかに全額払込む会社が多いため、本規定の対象とされる可能性は低いが、合併パートナーに対して未履行の出資を促す場面や自ら債権者として「期限の利益の喪失」を申請し、債権回収を図る場面等は想定される。

(3) 出資義務不履行に基づく催告・失権制度の充実/その他の株主の責任

現行法においても、出資義務を期限通りに履行しない株主に関する除名制度が存在する(会社法解釈 17 条)が、新会社法では、当該制度に加え、未払込み資本に関する催告・失権制度が規定された(新会社法 51 条、52 条)。詳細は以下のとおりである。

項目	現行法	新会社法
会社類型	✓ 有限責任会社のみ	✓ 有限責任会社・株式会社
催告条件	✓ 株主が出資義務を履行せず、又は出資を不正に全額回収した場合 ✓ 会社による催告が可能	✓ 会社定款に規定する出資日どおりに出資を払い込まない場合 ✓ 董事会が出資義務の未履行を発見した ⁵ 場合、会社は 60 日以上の期間を設けて書面の督促状で催告しなければならない
催告方法		
催告しても是正しない場合の効果	✓ 決議によって除名できる	✓ 決議によって、未履行部分に関する株主の権利を剥奪できる

³ 外商投資法の施行時の実務的な傾向に鑑みれば、既存の会社については、新会社法発行後 5 年以内(2029 年 7 月 1 日まで)に新会社法施行時の未払込み登録資本金を全額払込むべきとされる可能性が高いと推察される。

⁴ 九民紀要によれば、下記の場合において、引き受けた出資について出資期限が到来しておらず、登録資本金の払い込みが未了の株主は、会社の債務について払い込み未了の範囲において補充責任を負うとされている：(1) 会社が被執行人である案件において、人民法院が手段を尽くしたが執行可能な財産がなく、且つ、会社に破産原因が認められるが、自ら破産を申請しない場合、(2) 債務発生後、株主会若しくは株主総会が決議し、又はその他手段によって出資期限を延長した場合。

⁵ 董事会は出資状況について検査する義務を負う(新会社法 51 条 1 項)ため、董事会は出資義務の未履行を発見した場合、会社は書面による督促状で催告しなければならないが、当該義務を適時に履行せず、会社に損害を与えた場合、責任者である董事及びその背後にいる株主又は実質的支配者が当該損害についての賠償責任を負うことになる。これは、仮に会社を実質的に支配している大株主の影響によって本失権制度が機能しないことがないように定められた工夫の一つとみられる。

項目	現行法	新会社法
除名方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 株主会において決議する ✓ 速やかに減資を行い、又はその他株主若しくは第三者によって出資する 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 董事会において決議 ✓ 6ヶ月以内に譲渡し、又は減資する ✓ 6ヶ月以内に処理できなかった場合、他の株主が出資比率に応じて出資する義務を負う
除名/失権した株主の持分の処理		

仮に失権制度を利用して一方株主の持分を失権させた場合、失権された持分(以下「失権持分」という。)について、6ヶ月以内に譲渡又は減資しなければ、その他の株主はその出資比率に従い、相応の出資額を払い込む義務を負うこととなる(新会社法 51 条)。

すなわち、合併パートナーが出資義務を履行しない場合には、速やかに失権制度を利用し、失権させた上で、失権持分を譲渡又は減資しないと、自らが失権持分について出資義務を負うことになる⁶。

中国における外商投資企業の減資は、過去にはほぼ不可能と考えられていたが、近年は認められるケースが徐々に増えている。もっとも、現時点においても、依然として外商投資企業の減資手続きにおける不透明性は否定できないため、減資手続きに関する今後の実務的な動向に注視したい。

また、日系企業は登録資本金を会社設立後速やかに全額払込む会社が多いので、上記制度により自らが持分が失権する場面はあまり想定されないとと思われるが、合併会社において合併パートナーが出資義務を履行しない場合における董事の責任及びその他の株主としての責任⁷についての定めには注意が必要である。

(4) 持分譲渡後における旧株主の責任

上記(1)のとおり、新会社法によれば、株主は引受けた登録資本金を5年以内に払い込む義務があるところ、新会社法においては、当該義務は、自らの持分を譲渡した場合においても、完全には免除されないとされている。新会社法上、株主が出資期限の到来していない持分を譲渡した場合、原則として払込義務も同時に譲受人に移転されるが、当該譲受人が出資義務を履行しない場合、譲渡人は補充して出資する責任を負うこととされている(新会社法 88 条)。

中国子会社の持分譲渡によって中国からの事業撤退を行う等の場面においては、仮に出資期限の到来していない持分があれば、単純に譲渡価格において調整を行うのでは、譲渡人の出資義務は完全に免除されないため、一旦登録資本金を全額払込んだ上で、譲渡価格の調整を行う等の手当てが必要となる。

2. 董事会権限の強化及び高級管理職の責任強化

新会社法のもう一つの根本的な改正は、董事会権限の強化であり、これは、中国が今まで採用していた「株主会中心主義」の崩壊の一步と考えられている。中国法上、会社の統治について「株主会中心主義」をとるか、それとも日本と同様に取締役会を中心に会社を経営する「董事会中心主義」をとるかという問題に答える

⁶ 現行法においては、出資義務を期限通りに履行しない株主は、払込義務を履行済みの株主に対して違約責任を負うとされている(会社法 28 条)が、新会社法においては、該当する規定は削除され、「会社に損害を与えた場合、損害賠償責任を負う」(新会社法 49 条)と変更されており、出資義務の債務不履行については、合併契約等において明確に違約責任の対象となるよう確保する必要がある点に留意が必要である。

⁷ 新会社法においても、現行法上の解釈と同様に、有限会社設立時に一方株主が定款に従った出資をしなかった場合、その他の株主は、出資不足の範囲内で連帯責任を負う(新会社法 50 条)とされている。

明確な法規定は存在しないが、長年にわたり、実質的に前者を原則としており、「会社は株主の財産である」というような見方が主流だった。

しかし、新会社法においては董事の権限及び責任が大幅に強化された。本改正によって、中国において、「董事会中心主義」が採用されたと言えるかは、条文のみからは判断できず、今後の運用や裁判所の判決に基づいて分析する必要があるが、少なくとも立法者からは、「株主会中心主義」から距離をとる方針である明確なサインがあったと考えられている。

(1) 董事会の権限強化:株主会からの権限委譲の明文化

会社法が制定されて以来、「株主会はその権限の全部又は一部を董事会に付与できるか」という問題に対し、明確な結論は出されていなかった。実務的には、株主会の権限を董事会に授与し行使させたい、という需要は多く見られたが、そのような仕組みの有効性を裏付ける法律等の規定は存在せず、各地の裁判所の判断もバラバラであった。新会社法成立後、董事会の権限として、ようやく「株主会から付与された権限」も含まれるようになり(新会社法 67 条、120 条)、権限委譲が可能であるとの結論が出たといえよう。

次に、「では株主会はどこまでの権限を董事に付与できるか」という問題について、新会社法においても依然として明確に定められていないが、下記理由から、新会社法第 59 条に規定される株主会の法定権限(社債発行を除く)以外の権限及びその他定款において規定した任意の権限については、董事会に授権できると考えられる。

- ア. 新会社法においては、株主会の議決事項及び董事会の議決事項から、「会社の経営方針及び投資計画」及び「会社の年度財務予算案、決算案」に関連する内容を削除された。これは、会社の経営の権限について、(株主ではなく)会社自身に決めさせることを許容する趣旨であると考えられる。
- イ. 新会社法 59 条 1 項における株主会の決議事項は、株主の根本的な権利に関するもの、又は董事会の任命若しくは董事会からの報告の審議等本質的に董事会に決定を任せることが不適切な事項のみに限られている。
- ウ. 新会社法 59 条 2 項において、社債発行に関し董事会に授権できる旨規定が特別に規定されていることから、その他の法定権限については、董事会に授権できないと解釈されるべきである。

新会社法において明記された、会社定款又は株主会の授権に基づき董事会において決議できる事項について、下記のとおりまとめたので参考にされたい。

決議項目	現行法	新会社法
社債発行	✓ 株主会又は株主総会による決議	✓ 株主会、董事会に授権可能(新会社法 59 条)
(株式会社)登録資本の発行授権 ⁸	✓ 無し	✓ 株式会社の董事会が定款又は株主会の授権に基づき決定(新会社法 152 条)
(株式会社)財務援助の承認 ⁹	✓ 無し	✓ 株式会社が第三者による自社株式の購入に対し支援を行う場合、株主会が決議し、又は定款若しくは株主会の授権に基づき董事会が決議する

⁸ 会社定款又は株主会は、董事会に授権して、3 年間、発行済株式の 50%を超えない株式を発行することを決定させることができる(新会社法 152 条)。

⁹ 会社は、他の者が当該会社又はその親会社の株式を取得するために贈与、借入、担保及びその他の財務援助を提供してはならないとされている(新会社法 163 条)。

決議項目	現行法	新会社法
役員 ¹⁰ の自己取引の承認	✓ 株主会又は株主総会による同意	(新会社法 163 条 2 項) ✓ 定款に基づき、株主会又は董事会が議決する (新会社法 182 条)
役員によるビジネスチャンス利用の承認 ¹¹	✓ 株主会又は株主総会による同意	✓ 定款に基づき、株主会又は董事会が議決する (新会社法 183 条)
役員による競業の承認	✓ 株主会又は株主総会による同意	✓ 定款に基づき、株主会又は董事会が決する (新会社法 184 条)
(株式会社)転換社債の発行	✓ 株主総会による決議	✓ 株主会によって決議し、又は定款若しくは株主会の授権に基づき董事会が決議する(新会社法 202 条)
簡易合併の承認	✓ 無し	✓ 株主会ではなく董事会において決議可能 (新会社法 219 条)

当該改正への対応として、まずは既存の会社定款における株主会と董事会の間の権限分配について見直すことが求められる。日系企業は本社による指揮管理を重視する場面が多いところから、定款において株主会の権限を多めに設定し、必要に応じて株主会決議を通じて董事会に授権する方向で修正することが一つの合理的な方法と思われる。

(2) 役員の義務強化：忠実義務と勤勉義務の明確化

世界各国の会社法においては、董事を含む役員における会社に対する忠実義務及び勤勉義務を規定することが一般的である。中国法においても同様の定めがあるが、今まで株主会中心主義を実質採用していたため、役員の責任はさほど重くなく、役員の忠実義務と勤勉義務の内容は不明確であった。新会社法の成立により、董事会の権限を強化され、同時に忠実義務と勤勉義務もより明確化する必要が生じた。新会社法における忠実義務と勤勉義務詳細は以下のとおりである。

ア. 忠実義務

項目	現行法	新会社法
忠実義務の定義	✓ 無し	✓ 役員は、自己の利益と会社の利益の衝突を避ける措置を講じなければならない、職権を利用して不当な利益を貪ってはならない (新会社法 180 条 1 項)
自己取引	✓ 会社と契約を締結し又は取引を行う場合、 <u>株主会</u> 又は <u>株主総会</u>	✓ 役員は、直接又は間接的に当該会社と契約を締結し、又は取引を行う場合、契約締結又は取引実施に関する事項について、 <u>董事会</u> 又は <u>株主会</u> に報告し、か

¹⁰ 中国会社法上の董事、監事及び高級管理職を指す、以下同様。

¹¹ 董事、監事、高級管理職は、職務上の便宜を利用して自己のため、又は他の者のために会社の商機を奪ってはならないとされている(新会社法 183 条)。

項目	現行法	新会社法
会社ビジネスチャンスの利用	<p>から同意を得なければならない</p>	<p>つ会社定款の規定に従い、<u>董事会又は株主会</u>の決議による採択を経なければならない。</p> <p>役員<small>の近親者</small>、役員又はその近親者が直接又は間接的に支配する企業、及び役員とその他の関連関係のある関連者が会社と契約を締結し、又は取引を行う場合も同様である。</p> <p>(新会社法 182 条)</p>
競業禁止	<p>✓ 職務上の便宜を利用して自己のため、又は他の者のために会社の商機を得ようとする場合、<u>株主会又は株主総会</u>から同意を得なければならない</p> <p>✓ 在任する会社と同種の事業を自営し、又は他の者のために経営する場合、<u>株主会又は株主総会</u>から同意を得なければならない</p> <p>✓ 無し</p>	<p>✓ 役員は、職務上の便宜を利用して自己のため、又は他の者のために会社の商機を奪ってはならない。但し、以下の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>① <u>董事会又は株主会</u>に報告し、かつ会社定款の規定に従い<u>董事会又は株主会</u>の決議による採択を経た場合</p> <p>② 法律、行政法規又は会社定款の規定により、会社が当該商機を利用することができない場合</p> <p>(新会社法 183 条)</p> <p>✓ 役員は、<u>董事会又は株主会</u>に報告しておらず、かつ会社定款の規定に従い<u>董事会又は株主会</u>の決議による採択を経していない場合、在任する会社と同種の事業を自営し、又は他の者のために経営してはならない。</p> <p>(新会社法 184 条)</p>
関連董事の回避制度		<p>✓ <u>董事会</u>が本法第 182 条から第 184 条に規定する事項について決議を行う場合、関連のある董事は議決に参加してはならず、<u>その議決権は議決権総数に算入されない</u>。董事会会議に出席する関連関係のない董事の人数が <u>3 人に満たない場合</u>、当該事項を株主会に提出して審議しなければならない。</p> <p>(新会社法 185 条)</p>

上記のとおり、役員の自己取引(利益相反取引)禁止や、商機利用禁止、競業禁止義務の免除を決定する機関について、現行法上は株主会(株主総会)決議による免除のみが認められているところ、新会社法においては、会社定款の定めにより、董事会において免除できることもできる。株主会ではなく董事会に報告し、董事会において採択する(関連董事を除く)ことよって免責するという方法が許容された背景には、役員の実行可能性が高めようという意図が伺える。

しかしながら、日系企業の場合、忠実義務の免責を董事会に授権することは、本社の子会社に対する、又はマイノリティ出資者の合併会社に対する支配力の弱体化をも意味するため、当該権限の設定について慎重な検討を要する。特に、現行法においては、役員らの自己取引(利益相反取引)禁止や、商機利用禁止、競業禁止義務の免除について、法定により株主会(株主総会)による同意が必要とされていたため、敢えて会社

定款において詳細に定めていなかったケースも多い。しかし、合併会社においては、合併パートナーの派遣する董事がこれらの行為を通じて合併会社の資本を不適切に流出させたり、合併会社に損害を与えるケースも見られるため、新会社法施行後は、会社定款において、明確に株主会の決議が必要であり、また、拒否権を持つことで監視及びコントロールできるようにしておくことが望ましい。

イ. 勤勉義務

項目	現行法	新会社法
勤勉義務の定義	✓ 無し	✓ 職務の遂行にあたっては、会社の最大の利益のために、管理者が通常有すべき合理的な注意を尽くさなければならない (新会社法 180 条 2 項)
清算義務	✓ 有限責任の清算委員会は <u>株主</u> によって構成され、株式会社有限会社の清算委員会は <u>董事又は株主総会が決定したもの</u> によって構成される。	✓ <u>董事</u> は会社の清算義務者であり、会社定款に別途規定があり又は株主会において別途指定がある場合を除き、清算委員会は董事によって構成される。 (新会社法 232 条)
資本三原則の維持義務	✓ 無し	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 董事会は、株主の出資状況について検査し、払込みの催告を行う義務を負う(上記 2.の(3)を参照。) ✓ 資本金の不当回収の阻止義務(新会社法 53 条) ✓ 不適正な財務援助の禁止(新会社法 163 条) ✓ 適正な利益配当(新会社法 211 条) ✓ 適正な減資(新会社法 226 条)

上記のとおり、新会社法においては、役員の勤勉義務が多く追加されている。特に、これらの勤勉義務について義務違反があれば、役員個人が賠償責任を負うとされているものもある点¹²⁾には留意が必要である。

日系企業の子会社の役員は、本社の業務を兼任する従業員が担当するケースが多く、子会社の董事としての役割を主要業務として業務遂行していないケースが多く散見される。今後は、派遣する役員において、これらの賠償責任が生じないように、業務上の差配、役員等賠償責任保険(D&O 保険)の加入¹³⁾等、本社における十分な配慮が求められるだろう。

新会社法においては、日本のように、これらの役員個人の賠償責任について、総株主の同意や株主総会決議で取締役の会社に対する損害賠償責任の免除すること(日本会社法 424、425 条)、定款において、役

¹²⁾実は、現行法 149 条においても、新会社法 188 条と同様に、董事、監事、高級管理職は、職務の遂行の際に、法律、行政法規又は会社定款の規定に違反して会社に損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならないとされている。もともと、現行法上は、これらの義務違反を理由に董事らが賠償責任追及されるケースは実務的に多くはなかった。しかし、新会社法においては、出資状況へ検査催告義務違反(新会社法 51 条)、資本金の不当回収の阻止義務(新会社法 53 条)、適切な利益配当義務違反(新会社法 211 条)、減資義務違反(新会社法 226 条)等をはじめとする複数の条文において、責任のある董事個人が損害賠償責任を負うことが明文として定められており、今後実務的に役員

¹³⁾ 新会社法上、会社は董事の在任期間中に会社の職務の遂行により董事が負う賠償責任について責任保険を付保することができる(新会社法 193 条)。

員等の責任免除の定めをおくこと(日本会社法 426 条 1 項)、役員と責任限定契約を締結することで免除すること(日本会社法 427 条 1 項)等を可能とする条文はないものの、事実上役員と会社の間で責任限定契約等を締結することで賠償責任の免除が可能かについては今後の議論を待つ必要がある。

ウ. 会社の実質的な支配者の責任

新会社法においては、役員の忠実義務及び勤勉義務の履行に関し、「影の役員」に関する制度が導入された。「影の役員」である会社の支配株主、実質的支配者が会社の董事を務めていないものの、会社の事務を実際に遂行している場合は、同様に忠実義務と勤勉義務を課される(新会社法 180 条)。また、会社の支配株主、実質的支配者が、董事、高級管理職に対し、会社又は株主の利益を損なう行為に従事するよう指示した場合、当該董事、高級管理職と連帯責任を負う(新会社法 192 条)とされている。これらの規定は、特に合併関係において合併パートナーの責任を追及する場面で効果を発揮することが期待される。

(3) 役員の実質的責任強化: 第三者に対する責任の追加

新会社法においては、役員は、会社の外部の第三者に対して責任を負うこと、今まで立法論として検討された¹⁴ことはあるものの、会社法及び民法の原則に違反する疑いがあるとして、最終的に成立法において、採用されることはなかった。しかし、この度の会社法改正において、董事権限の強化に伴い、模索的に規定されたものと推察される。

項目	発生要件
会社に対する責任	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 忠実責任又は勤勉責任に違反した場合 ✓ 職務の遂行の際に、法律、行政法規又は会社定款の規定に違反して会社に損失をもたらした場合(新会社法 188 条)
株主に対する責任	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法律、行政法規又は会社定款の規定に違反して株主の利益を損なった場合(新会社法 190 条)
第三者に対する責任	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 職務の遂行の際に他の者に損害をもたらす、<u>故意又重大な過失</u>があった場合(新会社法 191 条新設)

もともと、第三者に対する責任の追及における立証責任の分配(過失推定の有無)、経営判断の原則の適用の有無、責任の形態(連帯責任か、補充責任か)及び賠償の範囲(間接損害が含まれるか)等多くの論点について、今まで中国においては、広く議論されてきたとはいえ、また、新会社法においても明確となっていない。そのため、これらの論点は、今後、司法解釈等において明確化されていくことが見込まれ、役員は第三者に対する責任規定の実効性及び影響については、今後の実務的な展開を引き続き注視する必要がある。

(今月号はここまで。続きは、次号以降掲載予定。)

¹⁴ 例えば、2005 年版会社法において関連条文を追記することが検討されたが見送られた。

III. Lawyer's Eye II

民法典契約編通則に関する司法解釈の紹介

日本弁護士 唐沢晃平

1. はじめに

2021年1月1日、民法通則、民法総則、物権法、担保法、契約法、婚姻法、養子縁組法、相続法、不法行為法の9つの法を統合したものとして民法典が施行された。これに伴い、左記の9つの旧法は廃止され、多くの司法解釈も同時に改廃された(関連する司法解釈のうち116件が廃止され、111件が改訂されたという)。この廃止された司法解釈の中には、実務上参照されることも多かった旧契約法に関する二つの司法解釈、すなわち、「契約法適用の若干問題に関する解釈(一)」及び「契約法適用の若干問題に関する解釈(二)」も含まれていた。

この度2023年12月5日に公布・施行された、「最高人民法院による『中華人民共和国民法典』契約編通則の適用に係る若干の問題に関する解釈」(以下「本司法解釈」という)は、かかる二つの司法解釈に代わるものである。2021年1月1日の民法典施行の際、民法典の物権編、担保制度、婚姻家庭編、相続編等の適用に関する司法解釈は同時に制定されており、その後2022年2月には民法典の総則編に関する司法解釈が制定されているが、民法典の契約編にかかる司法解釈は本司法解釈が最初である。

本司法解釈は、1.一般規定、2.契約の締結、3.契約の効力、4.契約の履行、5.契約の保全、6.契約の変更及び譲渡、7.契約の権利義務の終了、8.違約責任、9.附則の9章を含み、全69条からなる。

民法典の重要部分に関する司法解釈であり、いずれの内容についても実務上の重要性は高いが、本稿では、主に、本司法解釈の交付と同時に公開された「最高人民法院による民法典契約編通則司法解釈についての記者会見」において話題とされた点を中心に、本司法解釈の主たる内容を紹介するものである。

2. 民法典契約編通則に関する司法解釈の主な内容

(1) 予約契約の成立の認定基準

民法典495条は予約契約(将来において一定の内容の契約を締結するとの契約)が成立した場合において、一方当事者が予約契約において約定された契約の締結義務に違反した場合は違約責任を負う旨規定しているところ、本司法解釈においては、購入引受書、購入注文書、注文予約書等の形式で一定期限内に契約を締結することを約束した場合や、手付金を支払った場合で、将来締結される契約の締結主体・目的物等の内容を確定できる場合は予約契約が成立したものと認定するが(6条1項)、「意向書」や「覚書」等の方法で取引の意向を示したにすぎない場合は予約契約の成立を認定しないとしている(6条2項)。

なお、上記の記者会見において最高人民法院より示された見解によれば、「意向書」や「覚書」であっても予約契約の実質を備える場合は予約契約に該当し得るが、当事者が合意書中で法的拘束力を有さない旨を明示的に約定したような場合には、予約契約は成立しない。

(2) 強行規定に違反して締結された契約の効力

民法典153条1項は「法律、行政法規の強行規定に違反する民事法律行為は無効とする。ただし、当該強行規定が当該民事法律行為の無効を導かない場合はこの限りでない。」と定めているところ、本司法解釈

は、同条ただし書きの「当該強行規定が当該民事法律行為の無効を導かない場合」の具体例を列挙している(16条1項)。すなわち、以下のような場合には、強行規定に違反して締結された契約であっても有効と認定されうる。

- ① 強行規定が社会公共秩序の維持を目的としているが、契約の実行が社会の公共秩序に与える影響が明らかに軽微であり、契約を無効と認定すると事件処理の結果の公平公正を損なう場合
- ② 強行規定が、当事者の民事上の権益ではなく、政府の税収、土地払下金等の国家利益またはその他の民事主体の合法的利益の維持を目的とするものであり、契約を有効と認定してもその目的の実現に影響しない場合
- ③ 強行規定が当事者の一方のリスクコントロール、内部管理等の強化を目的としており、相手方において契約が強行規定に違反しているかを審査する能力又は義務がなく、契約を無効と認定すると相手方に不利な結果を負わせることとなる場合
- ④ 契約当事者の一方が契約締結時に強行規定に違反していたが、契約締結後にその違反を是正できる条件が整ったという場面にもかかわらず、信義則に反して是正が行われていない場合
- ⑤ 法律、司法解釈が定めるその他の場合

(3) 公序良俗違反の認定基準

民法典 153 条 2 項は、「公序良俗に違反する民事法律行為は無効とする。」と定めているところ、本司法解釈は、契約が法律や行政法規の強行規定に違反しない場合であっても、以下のような場合には同 153 条 2 項に基づき契約を無効と認定できるとしている(17条)。

- ① 契約が政治安全、経済安全、軍事安全等の国家安全に影響する場合
- ② 契約が社会の安定、公平な競争秩序に影響する、又は、社会公共利益を害するなど、社会公共秩序に違反する場合
- ③ 契約が社会道徳、家庭倫理に背く、又は、人格の尊厳を損ねるなど、善良な風俗に違反する場合

さらに、本司法解釈は、裁判所が公序良俗違反か否かを認定するに当たっては、社会主義の核心的価値観に従って、当事者の主観的動機および取引の目的、政府部門の監督管理の強度、一定期間内に当事者が類似する取引に従事した頻度、行為の社会的帰結等の要素を総合考慮して判断しなければならないが、当事者が生活の需要によって行う取引で、社会公共秩序に重大な影響を与えるものでなく、かつ国家安全に影響せず、善良な風俗に違反するものではない場合は、契約を無効と認定してはならないとしている点も注目される(18条)。

(4) 事情変更の原則

民法典 533 条は事情変更の原則を明文として定めており、契約締結時に予見不可能な商業リスクに属しない重大な変更が発生し、一方当事者にとって明らかに不公平となる場合で、当事者間で協議が整わないときは、当事者は人民法院又は仲裁機関に契約の変更または解除を請求することができるとしている。

この点、本解釈は、同原則の適用に関する一定のルールを設けている。

すなわち、政策の調整や市場の需給関係の異常な変動により、当事者が契約締結時に予測できず商業リスクに属しないレベルの価格の上昇又は下落が生じた場合は同条に定める「重大な変更」が生じたと認められるが、当該契約が、市場の性質が活発で、長期的に価格変動が大きな大口商品、株式、先物等のリスク投資型金融商品に関するものである場合は除く、とし、「事情変更」の該当性に関する一定の基準を提供している(32条1項)。

また、当事者が契約の変更を求めている場合に人民法院は契約の解除を認めてはならず、両当事者の請求が契約の解除と変更とで異なっている場合は事件の実際の状況に照らして公平原則に基づき契約を変更又は解除する旨の判決を行うものとしている(32条2項)。

そして、人民法院は、「重大な変更」が発生したタイミング、当事者の再交渉の状況及び契約の変更・解除が当事者に与える損失等の要素を総合考慮し、判決中で明確に契約の変更・解除の効力が生じる「時点」を示すものとしている(32条3項)。

さらに、当事者が予め事情変更の原則の適用を排除する旨の合意をしたとしても、当該約定は無効であるとしている点も契約実務に影響する点として注目される(32条4項)。

(5) 債権者代位権・債権者取消権

民法典は第5章「契約の保全」において、債権者代位権・債権者取消権の制度を充実化させ、従前の「契約法」よりも債権者保護を厚くしているところ、本司法解釈はかかる債権者代位権及び債権者取消権の行使条件を明確化している。

すなわち、債権者代位権(民法典535条)の行使については、債務者が期限の到来した自らの債権者に対する債務を履行しておらず、また、第三債務者に対して自己の有する債権又は当該債権に関する従たる権利を訴訟又は仲裁の方法によって主張しないことによって、債権者が期限の到来した債権を実現できない場合は、債権者代位権の行使を認めるものとしている(33条)。なお、債権者が第三債務者に対して債権者代位訴訟を提起した場合、被告の住所地の人民法院が管轄を有し(35条1項)、債務者又は第三債務者は両者間で管轄合意があったことをもって異議を申し立てることはできない(35条2項)とされている一方で、債務者又は第三債務者が初回の裁判期日より前に両者間の債権債務関係に関して仲裁を申し立てた場合、人民法院は債権者代位訴訟を中止することができるものとされている点も注目される(36条)。

また、債権者取消権(民法典539条)の行使については、いかなる場合が取消権の対象となる「明らかに不合理な」低価格又は高価格に該当するかにつき、債務者が取引を行った時点の取引地における指導価格又は市場取引価格の70%に満たない場合は「明らかに不合理な低価格」、同価格を30%上回る場合は「明らかに不合理な高価格」と判断するものと定め(42条2項)、同時に、債務者の取引相手が親族又は関連当事者である場合は当該判断基準による制限を受けないものと定めている(42条3項)。また、債務者が明らかに不合理な価格で行った財産交換、代物弁済、リース、知財ライセンス等の行為も、債権者の債権の実現に影響を与え、債務者の相手方がその事情を知っていた又は知っているべきであった場合は、債権者取消権を行使できるものとしており(43条)、債権者取消権の対象が拡張されている。

(6) 債権譲渡

民法典546条1項は「債権者が債権を譲渡したが、債務者に通知をしていない場合は、当該譲渡は債務者に対して効力を生じない。」と定めているが、本司法解釈はその意味するところを明確化している。すなわち、本司法解釈は、債務者が債権譲渡通知を受領する前に債権譲渡者に債務を履行していた場合、債権の譲受人は債務者に対して債務の履行を請求できないが、債務者が債権譲渡通知を受領した後に債権譲渡者に債務を履行した場合、債権の譲受人は債務者に対して債務の履行を請求できる、と定めている(48条)。

また、本司法解釈は、債権の二重譲渡が行われた場合の効力についても定めを置いている。すなわち、債務者は最初に債務者に到達した譲渡通知書に記載されている譲受人(以下「優先譲受人」という)に対して債務を履行したことをもって、それ以上債務を履行する義務を負わない旨の主張ができる。また、債務者が債務の履行相手が優先譲受人ではないことを明らかに知りつつ債務を履行した場合、(1)優先譲受人は債務者に対して債務の履行を請求するか、債権の譲渡人に対して違約責任を追及できるが、(2)優先譲受人は、債務

の履行を受けた譲受人に対して財産の返還を請求することはできない(ただし、履行を受けた譲受人がその譲受前に当該債権が既にその他の譲受人に譲渡されたことを明らかに知っていた場合はその限りではない。)(50条)。

(7) 債務引受

民法典 552 条は債務引受(中国語では「债务加入」)の制度を新設したが、債務引受人と債務者との間の合意において、債務引受人が債務を履行した後に債務者に対して求償権を有するかという点について合意がない場合でも求償が可能であるかについては、共通の認識が形成されていなかった。この点、本司法解釈は、当事者間で求償に関する合意がない場合でも、不当利得等の規定に基づき、債権者に対して債務を履行した範囲において、債務者に対して求償をすることができるという点を明確にしている(51条)。

(8) 違約責任にかかる損害賠償の計算方法

民法典 584 条によれば、契約違反(違約)による損害賠償額は、契約違反によりもたらされた損害に相当する者でなければならず、これには契約履行後に得られたであろう利益(いわゆる履行利益)が含まれることが明記されている。

本司法解釈は、この「履行利益」の計算方法について、以下の 3 つの計算方法があり得ることを定めている。

- ① 利益法 - 契約の締結・履行のために要する費用等の合理的コストを控除したうえで、非違約当事者が得られたであろう生産利益、経営利益、又は転売利益をもって履行利益を計算する方法(60条1項)
- ② 代替取引法 - 非違約当事者が契約を解除して代替取引を行った場合に、代替取引の価格と合意されていた契約価格との差額をもって履行利益を計算する方法(60条2項)
- ③ 市場価格法 - 非違約当事者が契約を解除したが代替取引を行わなかった場合に、違約行為発生後の合理的な期間内における契約履行地の市場価格と合意されていた契約価格の差額をもって履行利益を計算する方法(60条3項)

また、非違約当事者が、違約によって生じたその他の損害(非違約当事者が第三者に対する違約責任を負うために支出する予定外の費用等)については、当該損害の発生を違約当事者が「契約締結時」に予見し、又は予見すべきであった場合には、損害賠償の対象に含まれるとしている(63条2項)。

そして、非違約当事者が適切な措置を取らなかったことにより生じた拡大損害、非違約当事者にも過失があったことにより生じた相応の損害、非違約当事者が違約により取得した予定外の利益又は必要支出の減少分については、損害賠償金額から控除されることも定めている(63条3項)。

(9) 典型事例

本司法解釈については、その公表と同時に、本司法解釈の各条項の理解を助けるため、また、本司法解釈によって確立された裁判準則を補完するために、関連する典型事例(典型的な裁判例)として最高人民法院が 10 の裁判例をピックアップしたうえで、その判決の要点、事案の概要、判決理由、本司法解釈の関連条文を取りまとめた上で公表している点も注目される。

以上

IV. 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

今号の注目法令は、何と言っても、昨年末 12 月 29 日に正式公布された「会社法(2023 年改正)」(新会社法)である。現行の会社法は 2018 年 10 月 26 日に改正施行されたものであるが、それから大幅に改正されており、中国に現地法人を有する日本企業にとっても影響は大きいと考えられる。新会社法において最も注目される点として、株主における資本充足義務の強化、会社の機関構成の変更、董事会権限の強化及び高級管理職の責任強化などが挙げられる。新会社法の具体的な修正点及び日系企業に対する影響については、本号の Lawyer's Eye I を参照されたい。

また、新会社法の全訳も弊事務所で作成しておりますので、ご入用の方は[ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

更に、今号の注目法令としては、民法典契約編に関する司法解釈(最高人民法院による「中華人民共和國民法典」契約編通則の適用に係る若干の問題に関する解釈)がある。司法解釈とは、法令そのものではないが、最高人民法院(最高裁判所)が裁判活動における法令の具体的適用の問題について行う解釈であり、下級の人民法院を拘束することから、事実上法令を補足する機能を負っている。中国では、2021 年から統一の民法典が施行されているが、本司法解釈は、当該民法典の契約編通則部分に関する司法解釈として初めて定められるもので、重要な内容を多く含んでいる。具体的な内容については、本号の Lawyer's Eye II を参照されたい。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<民法>

最高人民法院による「中華人民共和國民法典」契約編通則の適用に係る若干の問題に関する解釈

[ポイント] 2021 年 1 月 1 日に、民法通則、民法総則、物権法、担保法、契約法、婚姻法、養子縁組法、相続法、不法行為法の 9 つの法を統合したものとして民法典が施行されたことに伴い、契約法及び同法に関する二つの司法解釈(「契約法の適用に係る若干の問題に関する解釈(一)」及び「契約法の適用に係る若干の問題に関する解釈(二)」)が廃止された。本司法解釈は、かかる二つの司法解釈に代わるものである(民法典の物権編、担保制度、婚姻家庭編、相続編等の適用に関する司法解釈は 2021 年 1 月 1 日の民法典施行と同時に制定されており、その後 2022 年 2 月には民法典の総則編に関する司法解釈が制定されているが、民法典の契約編にかかる司法解釈はこれまで制定されていなかった。)

本司法解釈は、1.一般規定、2.契約の締結、3.契約の効力、4.契約の履行、5.契約の保全、6.契約の変更及び譲渡、7.契約の権利義務の終了、8.違約責任、9.附則の 9 章を含み、全 69 条からなる。

民法典の重要部分に関する司法解釈であり、いずれの内容についても実務上の重要性は高い。具体的な内容については、本号の Lawyer's Eye を参照されたい。

[原文] [最高人民法院关于适用《中华人民共和国民法典》合同编通则若干问题的解释](#) (法释〔2023〕第 13 号)

[公布/公表機関] 最高人民法院 (最高人民法院)

2023 年 12 月 4 日公布、2023 年 12 月 5 日施行

執筆担当: 日本弁護士 唐沢晃平

<商法>

会社法

[ポイント] 2023年12月29日、改正された新会社法が公布され、2024年7月1日に発効するとされている。現行の会社法は2018年10月26日に改正施行されたものであるが、新会社法においては大幅に改正されており、条文数も現行の218条から266条に増加している。新会社法において最も注目される点として、株主における資本充足義務の強化、会社の機関構成の変更、董事会権限の強化及び高級管理職の責任強化、従業員及び少数株主保護の強化、並びに株式会社における株式制度の変更が挙げられる。新会社法の具体的な修正点及び日系企業に対する影響については、本号のLawyer's Eyeを参照されたい。

[原文] 中华人民共和国公司法(中华人民共和国主席令第15号)

[公布/公表機関] 全国人民代表大会常务委员会(全国人民代表大会常务委员会)

2023年12月29日公布、2024年7月1日施行

執筆担当: 上海オフィス顧問 銭一帆

<刑事法>

刑法改正(十二)

[ポイント] 今回の刑法改正による改正条項は計8条であり、うち、実質的に改正されたのは7条である。内訳としては、3条が民間企業における腐敗罪、4条が贈収賄罪に関するものである。具体的には、同類営業不法経営罪(165条)、親族・友人のための不法営利罪(166条)、私利目的による国有資産低価格株式換算(169条)、売却罪、単位収賄罪(387条)、贈賄罪の処罰(390条)、単位に対する贈賄罪(391条)、単位贈賄罪(393条)が対象である。

1. 民間企業における腐敗罪条項の追加(165条、166条、169条)

1997年時の刑法第165条、第166条、第169条は、それぞれ国有会社を対象とする同類営業不法経営罪、親族・友人のための不法営利罪、私利目的による国有資産低価格株式換算、売却罪を規定していたが、民間企業の拡大・発展に伴い、現在は民間企業においても、同様の腐敗行為が多発している。このため、上記各条文に第2項を追加し、国有会社、国有企業以外のその他の(民間の)会社、企業関係者が法律、行政法規に違反して関連行為を実施し、会社、企業の利益に重大な損失を与えた場合の法律責任を明確にした。刑罰は、第1項の国有会社、企業の処罰規定に基づいて行われる。

2. 贈収賄罪に関する処罰の調整(387条、390条、391条、393条)

(1) 重大な贈賄行為についての「重きに従った」処罰の事由の追加

390条に追加して、重きに従い、処罰を行う(※「重きに従い処罰」とは、法定処罰の範囲内で重く処罰することをいう。)場合の事由が追加された。例えば、複数の贈賄を行い、又は複数の者に贈賄した場合、国の職員が贈賄した場合、国の重点プロジェクト、重大プロジェクトにおいて贈賄した場合等の7つの事由が含まれる。

(2) 単位贈収賄罪の処罰の厳格化

387条の単位収賄罪について、「直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に5年以下の有期徒刑又は拘役」から、「3年以下の有期徒刑又は拘役、情状が特に重い場合、3年以上10年以下の有期徒刑に処する」に調整した。

393条の単位贈賄罪について、上記単位収賄罪と同様に、「直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に5年以下の有期徒刑又は拘役」から、「3年以下の有期徒刑又は拘役、情状が特に重い場合、3年以上10年以下の有期徒刑に処する」に調整した。

(3) 単位に対する贈賄罪の処罰の調整

391条の単位に対する贈賄罪について、情状が重い場合の際の処罰を追加した。つまり、「情状が重い場合、3年以上10年以下の有期徒刑に処する」を追加した。

[原文] 中华人民共和国刑法修正案（十二）（中华人民共和国主席令第 18 号）

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会（全国人大常委会）

2023 年 12 月 29 日公布、2024 年 3 月 1 日施行

執筆担当：北京オフィス顧問 李 加弟

<貿易・税関>

「中国輸出禁止・輸出制限類技術目録」の公布に関する公告

[ポイント] 中国では、貿易、投資又は経済技術協力の方式で中国国内から国外へ技術を移転する行為（特許権の譲渡、特許出願権の譲渡、特許実施ライセンス、技術秘密の譲渡、技術サービス等が含まれる）は中国政府より規制を受ける。対象技術によって規制は異なり、一部の技術はその輸出が禁止され（禁止類技術）、一部の技術は当局より許可を取得した後でのみ輸出できる（制限類技術）¹⁵。本目録は禁止類技術及び制限類技術をまとめた目録である。本目録は 2001 年に制定され、2008 年、2020 年の二回の改正を経て、今回は三回目の改正となる。今回の主な改正点は以下のとおりである。今回の改正は技術発展の変化とともに、中国の国家的な技術育成戦略に応じて行われた調整であり、全体としては、禁止類技術や制限技術は削除されているが、機微な技術については追加されている。

1. 34 項目の技術の削除

今回の改正で、緑色植物生産調整剤製造技術等 6 項目の技術が禁止類技術から削除され、医療用診断機器及び設備製造技術等 28 項目の技術が制限類技術から削除された。

2. 4 項目の技術の追加

ヒト用細胞クローニング及びゲノム編集技術が禁止類技術として追加され、農作物交配優位利用技術等 3 項目の技術が制限類技術として追加された。

3. 31 項目の技術の関連基準の調整

上記の技術項目の削除及び追加に加え、既存技術項目のうち、漢方薬資源及び生産、非鉄金属冶金技術等 31 項目の技術について、その技術パラメーター及び制限基準が調整された。

[原文] 关于公布《中国禁止出口限制出口技术目录》的公告（商務部科技部公告 2023 年第 57 号）

[公布／公表機関] 商務部、科学技術部（商務部、科学技术部）

2023 年 12 月 21 日公布、2023 年 12 月 21 日施行

執筆担当：北京オフィス顧問 李彬

<知的財産権>

国務院による「特許法実施細則」の改正に関する決定

[ポイント] 2023 年 12 月 21 日に公表された特許法実施細則の改正は、中国の特許制度におけるいくつかの重要な変更をもたらすものである。以下は、その主要な変更点の概要である。

- 特許法に規定されている諸手続において、電磁的方法による書面の提出ができることが明文化された（2 条、4 条）。
- 優先権の回復制度に関する規定が追加された（36 条）。特許法第 29 条に規定された期限（外国での初めての出願から 12 か月以内等）を過ぎても、正当な理由があれば、期限満了日から 2 ヶ月以内に優先権の回復を要求することができる。また、既に優先権を要求している出願人に、一定の期間内に優先権の請求の調整や訂正の機会が与えられる（37 条）。

¹⁵ 禁止類技術及び制限類技術のいずれにも該当しない技術は自由に輸出できる。但し、自由に輸出はできるが、当局において関連技術輸出契約を登記する必要がある、外貨、銀行、税関等の手続きを行う際に当該登記の関連証書を提出する必要がある。

- 2021年新特許法42条2項に導入された特許期間補償制度(特許の申請日から満4年、かつ審査請求の日から満3年が経過した後に特許権が授与された場合、特許権者の請求に基づき、発明特許の権利付与過程における不合理な遅延に対して、特許権期限の補償・延長が行われる制度)に関する具体的な規定が新設された(第5章)。例えば、合理的な遅延の例示(78条)、保証期間の計算方法などが規定された。
- 特許を巡る紛争を処理し、調停する権限を有する政府機関を明確化し(95条)、全国において重大な影響のある特許権侵害紛争以外の紛争について、地方政府の処理権限を規定した(96条)。

[原文] 国务院关于修改《中华人民共和国专利法实施细则》的决定 (中华人民共和国国务院令 第769号)

[公布/公表機関] 国务院(国务院)

2023年12月21日公布、2024年1月20日施行

執筆担当: 日本弁護士 張超鵬

草案・意見募集稿等

<民事訴訟法>

最高人民法院による労働紛争案件の審理における法律適用の問題に関する解釈(二)(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、労働紛争案件の審理に係る法律の適用に関する最高人民法院の司法解釈の意見募集稿である。労働紛争案件の審理に関しては、2021年1月1日から「労働紛争案件の審理における法律適用の問題に関する解釈(一)」が施行されているが、本意見募集稿では上記司法解釈(一)に定められておらず、実務上解釈が分かれていた点を含めて規定している。

具体的には、本意見募集稿においては主に以下の点について規定されている。

- ・ 仲裁時効の抗弁並びにその開始時期及び期間に関する規定が追加された(2条~5条)。
- ・ 複数の使用者に交代で又は同時に雇用されている労働者の労働関係についての規定が追加された(9条)
- ・ 労働契約法82条においては書面の労働契約を雇用開始後から1ヶ月以内に締結しない場合には労働者に対して2倍の賃金を支払うことが義務付けられているところ、書面の労働契約を締結しなかった場合に2倍の給与の支払請求が認められない場合について明記された(13条~16条)。例えば、労働契約法43条3項に従って雇用開始日から1年を経過して労働者と書面の労働契約を締結しなかったため無固定期間労働契約を締結したものとみなされる場合には、当該無固定期間労働契約の期間について2倍の給与の支払い請求は認められないことが明記されている(15条)。
- ・ 労働者が連続して2回の固定期間労働契約が締結されたと主張できる場合(この場合、労働者は労働契約法14条2項3号に基づき、労働者が契約を更新した場合には無固定労働契約を締結したものとみなされる。)が具体的にどのような場合であるか明記された(17条)。
- ・ 労働者が競争制限条項の効力及び競争制限条項に違反した場合の責任について明記された(18条、19条)。
- ・ 使用者による職種・業務場所の変更の違法性の判断基準が明記された(20条)。
- ・ 使用者による労働契約の終了・解除が認められるための「労働契約の履行を継続することができない」場合の該当性の判断基準が明記された(21条)。
- ・ 使用者が社会保険金を納付しなかった場合の責任が明記された(23条)。
- ・ 固定労働契約の期間が満了した後に、労働者が依然として使用者の下で労働を行い、使用者も異議を述べなかった場合には元の条件で労働契約が更新されたものとみなされる旨明記された(24条)。

- ・ 労働契約の解除、終了が仲裁又は訴訟で争われている期間における給与の取扱いについて明記された（25条）。

[原文] 最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律问题的解释（二）（征求意见稿）

[公布／公表機関] 最高人民法院（最高人民法院）

（意見募集期間：2023年12月12日～2023年12月22日）

執筆担当：日本弁護士 徳山剛史

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平(kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com